

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

本日7月7日(火)、県内の医療機関から県保健所に、新型コロナウイルス感染症の患者1名の届出がありました。

この患者は、感染が疑われたため、上記の医療機関において抗原定性検査が実施され、陽性が判明したものです。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内171例目です。

本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

【患者概要】

- (1) 年 齢：非公表
- (2) 性 別：非公表
- (3) 居住地：廿日市市
- (4) 職 業：会社員
- (5) 症状・経過：
 - 7月3日(金) 頭痛, 咳, 倦怠感
 - 7月5日(日) 発熱(38℃)及び症状継続のため、医療機関A(県内)を受診
 - 7月6日(月) 症状継続のため、医療機関B(県内)を受診
 - 7月7日(火) 医療機関Bを再受診
医療機関Bによる抗原定性検査の結果、新型コロナウイルス陽性感染症指定医療機関等へ入院
- (6) 行動歴：
 - 発症前14日以内に県外への外出なし
 - 出勤は、自家用車を利用
- (7) 同居家族：3名

【県民の皆様へ】

- 引き続き、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施してください。
- 風邪の症状が見られるときは学校や会社を休み、次の場合には必ず最寄りの相談窓口ご連絡し、その指示に従ってください。(これらに該当しない場合の相談も可能です)
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・高齢者、基礎疾患がある方等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が(4日以上)続く場合(強い症状と思う場合、解熱剤を飲み続けなければならない方は、すぐに相談)
- 感染者・医療関係者や、そのご家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いします。